

平成26年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(10月7日)

平成26年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成26年10月7日

午前10時 開議

1 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇氣	議員
橋本宗之	議員
山本邦夫	議員
内田文夫	議員
谷口重和	議員
中坊陽	議員
村田忠文	議員
乾秀子	議員
阪部晃啓	議員
土居一豊	議員
八島フジエ	議員
堤健三	議員
中井孝紀	議員
浅見健二	議員
荻原豊久	議員
坂下弘親	議員
真田敦史	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
矢野友次郎	議員
山崎恭一	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長
太田博	施設部長
越智広志	安全推進室長

西 山 正 和	会計管理者
杉 崎 雅 俊	総務課長
橋 本 哲 也	財政課長
岡 輝 臣	クリーン21長谷山所長
伊 庭 利 夫	折居清掃工場長
辻 巧	奥山リユースセンター所長
花 畑 久仁浩	エコ・ポート長谷山所長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長
栗 山 淳 彦	業務課長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
親 見 善 人	グリーンヒル三郷山所長
垣 内 太 平	代表監査委員

3 職務のため議場に出席した職員

木 下 敦	議会事務局長
白 井 祥 吾	財政課係長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議席の指定について
日程第 3	会議録署名議員の指名について
日程第 4	会期の決定について
日程第 5 議案第 7号	平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第 6	休会について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第6

午前9時58分 開会

○関谷智子議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、10月定例会は成立をいたしました。

これより平成26年10月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○**関谷智子議長** 日程第1、諸報告を行います。

井手町議会選出議員の交代に伴う報告でございます。

本年4月30日に開催されました井手町臨時議会におきまして、城南衛生管理組合議会議員に、組合同約第8条の規定により、中坊陽議員及び村田忠文議員が選出されております。

所属委員会につきましては、議会委員会条例第4条第1項ただし書きの規定により、中坊陽議員は議会運営委員及び廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員に、村田忠文議員は総務常任委員に4月30日付にて選任いたしました。が、諸般の事情により、中坊陽議員より9月11日付にて、議会運営委員の辞任届が提出されたので、議会委員会条例第10条第1項ただし書きの規定により辞任を許可し、同日付で井手町議会選出の村田忠文議員を議会運営委員に選任したものであり、議会委員会条例第4条第3項及び第10条第2項の規定により、報告するものであります。

また、本年6月10日に開催されました廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会において、委員長を互選の結果、委員長には中坊陽議員が選出されたので、あわせてご報告いたします。

次に、城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果8件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、繰越明許費繰越計算書について、お手元に資料を配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 議席の指定について

○**関谷智子議長** 次に、日程第2、議席の指定を行います。

本年4月に井手町議会選出議員の改選により、新たに選出されました議員の議席でございますが、会議規則第3条第2項及び同条第4項の規定により、議長において、議席番号7番に中坊陽議員、議席番号8番に村田忠文議員を、それぞれ指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名について

○**関谷智子議長** 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、鷹野雅生議員、長野恵津子議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○**関谷智子議長** 次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から11月27日までの52日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、52日間と決定いたしました。

日程第5 議案第7号 平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○**関谷智子議長** 次に、日程第5、議案第7号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○**山本 正管理者** (登壇) おはようございます。

本日ここに、平成26年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

議案の提案理由の説明に入ります前に、ご報告させていただきたいと存じます。

この間の基準値の超過したばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出した事案につきましては、同センターはもとより、関係の皆様にご迷惑をおかけするとともに、管内住民の皆様にご心配をおかけし、改めましておわびを申し上げる次第でございます。

事案の経緯及び再発防止に向けた対策等につきましては、さきに開催されました廃棄物処理常任委員会・総務常任委員会連合審査会において、一定報告をさせていただいているところでありますが、6月23日以降、搬入停止の措置を受けております、ばいじん処理物及び焼却灰につきましては、適切に保管しているものの、保管可能容量は限界を超えつつあり、極めて厳しい状況となっております。

このため、早期の搬入停止措置の解除に向け、原因究明、再発防止対策等について、鋭意取りまとめを行っているところでございますが、技術的に解明すべき点もあり、もう少し時間を要するところであります。

同時に、切迫した廃棄物の保管状況について、大阪湾広域臨海環境整備センター及び関係の港湾管理者、自治体に対するご説明、お願いに努め、一刻も早い全面解除ができますよう、全力を傾けているところでありますので、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第7号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます、主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のほかに、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出いたすものでございます。

なお、参考資料として、平成25年度の決算額を基礎に作成いたしました貸借対照表と行政コスト計算書を作成いたしておりますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

それでは、計数の詳細につきましては、後ほど会計管理者から説明をいたさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○**関谷智子議長** 次に、決算の計数について説明を求めます。

西山正和会計管理者。

○**西山正和会計管理者**（登壇） おはようございます。

それでは、私の方から、議案第7号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算についての計数的な説明を申し上げます。

まず、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概略を説明させていただきます。次に、その詳細を記載しております平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、決算書1ページから2ページの歳入でございますが、下段をご覧くださいと存じます。

歳入決算の総額は、収入済額ですが、46億7,633万8,651円、不納欠損額20万3,350円、収入未済額116万7,517円で、予算現額46億8,179万7,000円に対し、545万8,349円の減額となっております。

次に、歳出の決算でございますが、決算書の3ページから4ページをご覧ください。

歳出決算の総額は、4ページ下段でございます支出済額でございますが、45億9,069万224円であります。翌年度への繰越額は390万9,000円、不用額は8,719万7,776円となっており、予算現額46億8,179万7,000円に対しまして、9,110万6,776円の差引残額となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引残額は、3ページ中ほどに記載しております8,564万8,427円となっておりますが、この中には繰越明許費繰越額の390万9,000円が含まれております。

以上が決算の概略でございます。

続きまして、その詳細につきまして、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書に沿いましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

5ページから10ページに記載しておりますが、5、6ページをご覧ください。

款1、分担金及び負担金でございます。これは構成市町からいただきます分担金でありまして、歳入予算の大部分を占めております。予算現額は32億3,932万1,000円、収入済額は同じく32億3,932万1,000円で、調定額どおりの収入となっ

ております。

次に、款2、使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億8,300万3,000円、調定額4億9,325万1,434円に対し、収入済額は4億9,188万567円となっております。この収入の主なものは、5、6ページ下段でございます清掃手数料で、4億9,039万5,040円ですが、その中には備考欄に記載しております還付未済額3万320円が含まれております。

次に、款3、国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、予算現額9,618万2,000円に対し、収入済額は9,618万2,000円となっております。調定額どおりの収入となっております。

続きまして、その最下段、款4、財産収入でございます。財産収入につきましては、予算現額1億972万2,000円、収入済額1億1,290万6,461円で、調定額どおりの収入となっております。この収入の主なものといたしましては、7ページ、8ページの最上段でございます財産運用収入でありまして、利子及び配当金267万8,290円及び財産売払収入・物品売払収入で1億949万9,171円でございます。その物品売払収入の主なものといたしましては、缶及びペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物などの売払収入が主なものであります。

次に、款5、繰入金でございますが、繰入金につきましては、予算現額1億1,266万8,000円、収入済額1億1,263万2,000円で、調定額どおりの収入となっており、財政調整基金繰入金の7,691万5,000円、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金繰入金の3,571万7,000円でございます。

続きまして、款6、繰越金でございますが、繰越金につきましては、予算現額1億9,080万5,000円、収入済額1億9,080万5,616円で、調定額どおりの収入となっております。

次に、款7、諸収入であります。諸収入につきましては、予算現額2億1,139万6,000円、収入済額2億941万1,007円となっております。主な収入といたしましては、9ページ、10ページの上段に記載しております雑入の2億879万3,838円でありまして、クリーン21長谷山の発電による余剰電力売却収入1億7,980万5,630円のほか、工房教室の参加料や太陽が丘への蒸気供給負担金、紙おむつ用指定袋代などがございます。

続きまして、款8、組合債であります。組合債は、工場基幹設備改修整備事業や、施設等更新事業などに係る起債でありまして、予算現額2億3,870万円に対し、収入済額は2億2,320万円で、調定額どおりの収入となっております。

以上が歳入決算の説明でございますが、続きまして、歳出決算の説明をさせていただきます。

11ページから28ページでございます。

まず、11ページの款1、議会費であります。

議会費につきましては、予算現額601万2,000円、支出済額558万6,409円で、42万5,591円の不用額となっております。

次に、その下の款2、総務費でございます。総務費につきましては、予算現額5億6,984万7,000円、支出済額5億6,517万2,261円で、467万4,739円

の不用額となっております。この不用額の主なものといたしましては、一般管理費の303万6,246円でございます。なお、この総務費の中には、平成25年度に退職いたしました一般職員9名分の退職手当を含んでおります。

次に、飛びまして、15ページをご覧ください。

15ページ下段の款3、衛生費でございます。衛生費は、工場や施設関係の経費が中心となっております。予算現額34億4,161万3,000円、支出済額33億6,070万770円で、翌年度繰越額として、25ページでございます新折居清掃工場建設事業費のうち、13節、委託料に計上しています390万9,000円を翌年度に繰り越しをいたしましたので、不用額は7,700万3,230円となっております。不用額の主なものといたしましては、15ページでございます清掃総務費の359万6,528円及び19ページ上段にあります、し尿処理費の3,814万833円、中ほどにございますごみ焼却費の1,784万7,980円、23ページ下段にありますごみ埋立費の866万4,026円などでございます。

続きまして、25ページの款4、公債費であります。公債費は、いわゆる借金の返済でありまして、予算現額6億5,948万円、支出済額6億5,923万784円で、不用額は24万9,216円となっております。

最後に、その下にあります款5、予備費であります。予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算の執行過程におきまして、一部を充用いたしておりますが、その内容につきましては、28ページの備考欄に記載のとおり、3、衛生費、1、清掃費、2、し尿委託費、13、委託料へ充用しておりまして、充用総額は15万5,000円であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、次に、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

29ページでございます。

歳入総額が46億7,633万8,651円、歳出総額は45億9,069万224円、歳入歳出差引額は8,564万8,427円ありますが、繰越明許費繰越額が390万9,000円となっております。実質収支額は8,173万9,427円となっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

30ページでございます。

公有財産のうち、土地につきましては、決算年度末の現在高の合計は18万3,199.86㎡となっております。決算年度中の増減はございません。また、建物の決算年度末の現在高につきましては、旧沢第2清掃工場棟解体(危険物倉庫、オイル貯蔵庫を含む)を行いまして、3,262.69㎡の減、オイル貯蔵庫の更新を行いまして、6.45㎡の増となり、4万585.97㎡となっております。

次に、物品についてご説明申し上げます。

31ページから32ページをご覧くださいと存じます。

決算年度中に3物品が増加をし、3物品が減少いたしました。その結果、決算年度末の現在高の合計は135物品となっております。

次に、基金についてご説明申し上げます。

33ページでございます。

財産調整基金では、一般会計からの積立金と運用益とで3,553万6,344円増加をし、退職手当充当分で7,691万5,000円減少いたしました結果、決算年度末の現在高は5,470万4,218円となっております。

次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金では、平成23年度から定期積み立てを再開しておりますが、分担金からの積み立てで3,000万円、資金運用いたしました債権の満期に伴いまして、1億4,927万1,000円と、債権運用及び現金預け入れなどによる運用益の327万3,946円の合計、1億8,254万4,946円の現金が増加をいたしました一方で、し尿収集量の減少に伴います収集車両1台分の減車が発生いたしましたので、3,571万7,000円を支出し、改めて1億4,989万5,000円の資金運用を行いました結果、現金1億8,561万2,000円が減少し、現金の決算年度末現在高は7,820万8,558円となり、有価証券の2億4,985万5,000円を合わせました、基金の決算年度末の現在高は3億2,806万3,558円となっております。

以上で平成25年度決算の計数説明とさせていただきます。どうかよろしくご審議賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

垣内太平代表監査委員。

○**垣内太平代表監査委員（登壇）** おはようございます。代表監査委員の垣内でございます。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の概要を報告させていただきます。

決算の審査は、去る9月8日に田辺監査委員とともに本組合事務局において実施いたしました。

審査の対象は、平成25年度一般会計歳入歳出決算についてでございます。

審査の方法としましては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認、決算計数につきましては、歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿、並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容につきましても、決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員からの説明聴取や質問を行う中で審査を行いました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び附属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数につきましては、いずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要でございますが、予算現額46億8,179万7,000円に対する決算額は、歳入が46億7,633万8,651円、歳出が45億9,069万2,244円であります。歳入歳出差引残額は8,564万8,427円ですが、うち繰越明許費繰越額が390万9,000円ありますので、実質収支額は8,173万9,427

円となっております。

なお、決算を前年度と比較いたしましたところ、歳入は7億1,476万3,143円、これは18.04%、歳出につきましても8億1,992万332円、これは21.74%と、ともに増額となっております。

細目の数値、比率等につきましては、お手元に配付されております審査意見書をご清覧いただきたいと思います。

なお、平成25年度決算の参考資料として、今年度も貸借対照表及び行政コスト計算書が作成されており、行政サービスに要した費用や、それに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

なお、決算審査とは直接関係はございませんが、25年5月から今年6月までの間に、あつてはならない事案が発生しております。データ改ざんの問題、奥山におけます排水処理の問題、それから、先ほど山本管理者が申されました基準値を超えますダイオキシンを含んだばいじんを搬出した問題等々、いずれにいたしましても、両監査委員といたしましても、3市3町の地域住民の方々の一日も早い信頼の回復を願うところでございます。

以上、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上です。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において鷹野雅生議員、山本邦夫議員、谷口重和議員、村田忠文議員、阪部晃啓議員、土居一豊議員、堤健三議員、荻原豊久議員、真田敦史議員、長野恵津子議員、矢野友次郎議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長互選を行い、その結果を議長まで報告をお願いします。

なお、垣内代表監査委員におかれましては、これにて退席をされます。ご苦勞さまでございました。

暫時休憩をいたします。

決算特別委員の皆さんは、1階D会議室にお集まりください。

午前10時32分 休憩

午前10時44分 再開

○**関谷智子議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会においては、正副委員長互選の結果、委員長には鷹野雅生議員が、副委員長には村田忠文議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第6 休会について

○**関谷智子議長** 次に、日程第6、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、10月8日から11月26日までの50日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、10月8日から11月26日までの50日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは10月31日、午後5時までとなっておりますので、ご承知おき願います。

次回は11月27日、午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前10時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 関谷 智子

副議長 八島フジエ

議員 鷹野 雅生

議員 長野恵津子

第2号

(11月27日)

平成26年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成26年11月27日

午前10時 開議

1 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇氣	議員
橋本宗之	議員
山本邦夫	議員
原田周一	議員
山内実貴子	議員
中坊陽	議員
村田忠文	議員
乾秀子	議員
阪部晃啓	議員
土居一豊	議員
八島フジエ	議員
堤健三	議員
中井孝紀	議員
浅見健二	議員
荻原豊久	議員
坂下弘親	議員
真田敦史	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
矢野友次郎	議員
山崎恭一	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
中谷浩三	井手町副町長
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長
太田博	施設部長
西山正和	会計管理者

越 智 広 志	安全推進室長
杉 崎 雅 俊	総務課長
橋 本 哲 也	財政課長
川 島 修 啓	施設課長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長
栗 山 淳 彦	業務課長
伊 庭 利 夫	折居清掃工場長
辻 巧	奥山リユースセンター所長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
親 見 善 人	グリーンヒル三郷山所長
花 畑 久仁浩	エコ・ポート長谷山所長
岡 輝 臣	クリーン21長谷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

木 下 敦	議会事務局長
白 井 祥 吾	事務局書記

4 議事日程

日程第 1	議席の指定について (追加日程)
日程第 2	議会運営委員会委員の補充選任について (追加日程)
日程第 3	常任委員会委員の補充選任について (追加日程)
日程第 4	諸報告について
日程第 5	一般質問
日程第 6	議案第 7号 平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	議案第 8号 公平委員会委員の選任同意を求めるについて
日程第 8	議案第 9号 管理者等の給与の額の特例に関する条例を制定するについて
日程第 9	議案第10号 平成26年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)
日程第10	閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第10

午前9時57分 開会

○**関谷智子議長** おはようございます。

会議前のご報告をいたします。

本日の議会に報道機関より傍聴及び写真撮影の申し入れがありましたので、議長においてこれを許可しております。

また、本日の議題にもございますが、先般行われました宇治田原町議会議員選出議員の改選によりまして、新たに原田周一議員並びに山内実貴子議員が城南衛生管理組合議員に選出をされ、仮議席を指定しておりますので、ご報告いたしますとともに、ご紹介申し上げます。

原田議員から、順次、自己紹介をお願いいたします。

○**原田周一議員** 宇治田原町の原田でございます。昨日も連合審査会でご挨拶申し上げましたんですけども、この城南衛管のこの席というのは約2年ぶりでございます。またひとつ、これから皆さん、お世話になりますけど、よろしく願いいたします。

○**山内実貴子議員** おはようございます。宇治田原町の山内実貴子です。本当にこちらに寄せていただくのは初めてですので、またしっかり勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**関谷智子議長** ただ今の出席議員数は全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより平成26年10月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定について（追加日程）

○**関谷智子議長** 日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました宇治田原町議会選出議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において、仮議席のとおり、5番に原田周一議員、6番に山内実貴子議員をそれぞれ指定いたします。

日程第2 議会運営委員会委員の補充選任について（追加日程）

○**関谷智子議長** 次に、日程第2、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

今回の宇治田原町議会選出議員の改選に伴う議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。

議会運営委員会委員の補充選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、山内実貴子議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました山内実貴子議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第3 常任委員会委員の補充選任について（追加日程）

○**関谷智子議長** 次に、日程第3、常任委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

今回の宇治田原町議会選出議員の改選に伴う総務常任委員会委員及び廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員の補充選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、原田周一議員を総務常任委員会委員に、山内実貴子議員を廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員に指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました両議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、現在、総務常任委員会の委員長が欠員となっておりますので、この際、暫時休憩をしていただき、総務常任委員会を開催し、委員長の選出を行っていただきたいと思っております。

総務常任委員会委員の皆さんは休憩中に委員会を開いていただき、委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時09分 再開

○**関谷智子議長** 申し遅れましたが、本日は汐見副管理者が欠席でございますので、中谷副町長にご出席をいただいております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました総務常任委員会において委員長互選の結果、委員長には原田周一議員が選任されましたので、ご報告いたします。

日程第4 諸報告について

○**関谷智子議長** 次に、日程第4、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第5 一般質問

○関谷智子議長 次に、日程第5、一般質問を行います。

山本議員。

○山本邦夫議員（登壇） 八幡市選出の山本です。一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは、きのうも連合審査会が開かれましたけれども、昨年6月、クリーン21長谷山のばいじんより基準値を超えるダイオキシン類が検出された一連の件について何点かお聞きしたいと思います。

今回、ばいじん搬入先の大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）より城南衛生管理組合の対応策、改善策の報告を審査し、12月にもばいじんの搬入停止を解除するとの報道もなされていますが、衛管が示した報告のポイントをお示してください。昨日も報告があったとおりですが、本会議の場で丁寧に説明をしていただければと思います。また、フェニックス側より、今日において示されている条件などはどのような内容になっているのでしょうか。教えてください。

次に、基準値を超すばいじんをフェニックスに搬入した経緯についてお聞きします。

少なくとも平成22年度の6月と今年6月に基準値を超すダイオキシン類を検出しています。ダイオキシンが発生しない前提で設備の設計、運用がされていますが、これだけの頻度で基準値を超すのであれば、設備の機能などを含め、総点検し、ダイオキシン類発生経過を詳細に把握することが必要だと思います。

具体的にお聞きいたしますが、クリーン21におけるダイオキシン類の測定は、過去、何回実施されてきたのでしょうか。

今後、クリーン21の設備能力の強化や施設運転においてどのような点を強化されるのでしょうか。

設備の精度、信頼性はメーカーによるところが大きいのかもしれませんが、ダイオキシン類の基準値を超すデータを数度にわたり検出したことについて、メーカー側はどのような見解を示しているのでしょうか。また、メーカーとの協議はどのようになされているのでしょうか。

次に、平成22年度に異常値を検出した際、6月から9月にかけて7回にわたって測定をしていますが、このことは今回の事態が起きるまで秘匿されており、議会に報告があったのは、当時の決算資料を調べても9月28日の法定検査のみでした。さらに、平成22年9月7日に行われた廃棄物処理委員会での衛管からの報告・答弁は極めて意図的です。この日の委員会では、クリーン21の灰溶融の稼働停止が議題の1つになっていました。環境省から示された通達に基づき、灰溶融炉停止の申請をするに当たり、5つの条件の説明がされています。その中で当時の専任副管理者は、飛灰は薬剤処理等を適切に行うことが条件になっていると説明されています。少し長いですが、その後のくぐりを議事録から引用させていただきます。いずれも当時の専任副管理者の説明であります。

オーバーホールがございまして。一旦ちょっと点検をストップして中を点検しようかという、いわゆるオーバーホール、その期間は灰溶融施設が停止いたしますので、だから、

焼却灰を排出するというので、これは現在、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋め立てておるところでございます。きちっと適合してやっておるということでもあります。

話し言葉なので文脈はとりづらいところがありますが、オーバーホールの中に焼却灰を検査するというを述べておられます。時期的に見ると、6月14日の基準値超えのデータを計測したときを含め、この委員会までに6回の測定をしています。1回は基準値を超え、5回は基準値以下という結果を把握していたにもかかわらず、フェニックスにも報告せず、議会にも報告せず、世間にも公表もせず、闇に葬ったというのが経過ではないでしょうか。なぜこのような対応をしたのか。また、誰の判断のもとに報告・公表しなかったのか、明らかにしてください。

最後に、平成22年度の6月14日から始まった検査について、具体的なことを幾つかお聞きします。8月30日付の毎日新聞は衛管の調査報告を詳しく報道しています。

6月14日にばいじんの自主検査。7月2日に分析結果の速報値が出て、基準値を超過すダイオキシン類が検出されたことが判明。クリーン21長谷山の所長に電子メールで送付。7月7日からフェニックスへの搬入を自主的に停止。7月27日に搬出を再開。

報道は以上のとおりであります。ところが、情報公開等で提出していただいたユニチカ環境技術センターからの報告書は6月30日の日付になっています。7月2日に速報値が出たとする報道と食い違いがあります。搬出再開をした7月27日は、まだ4回目の分析結果が届いた段階であり、翌28日、29日にも追加の測定をしています。一連のダイオキシン類の測定の完了を見きわめることなく、見切り発車をして搬出再開をしたということにならないでしょうか。これらの問題についてきちんと説明をしてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○関谷智子議長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 それでは、山本議員の質問にお答えさせていただきます。

最初に、組合が大阪湾広域臨海環境整備センターに提出した改善報告書のポイント、並びにセンターから示されている条件内容についてご説明をさせていただきます。

昨日の連合審査会においてもご報告申し上げましたが、基準値を超過したばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出した事案に関する改善報告書として、事案の概要、原因とその再発防止対策について、また、事案発生以降、これまで安全確認のため実施しておりますダイオキシン類の測定結果について、そして、総括といたしまして、おわびとお願いを申し上げ、提出させていただいたところでございます。

特に今回の改善報告書におきましては、基準超過の原因となった事象について、より詳細な調査を行い、その再発防止対策について取りまとめ、さきの報告書に追記いたしております。

これまでご報告申し上げておりました事象である、経年堆積によるバグフィルターろ布表面に付着したばいじんの大量落下について、さらに事象を解析するため、8月の2号炉の立ち上げ時に合わせ、焼却炉の各工程におけるダイオキシン類濃度の測定を行ったところでございます。

結果といたしまして、焼却炉立ち上げ時の温度変化、通ガス等の影響から、経年堆積によりバグフィルターのろ布表面に付着固定したばいじんが大量に落下し、そのばいじんが処理経路に流れ、ばいじん処理物に混入したと考えられます。さらに、ろ布に付着固定したばいじん中のダイオキシン類が高濃度となった原因についてでございますが、バグフィルターには活性炭を含む特殊助剤を吹き込み、ダイオキシン類を吸着させており、ダイオキシン類を吸着した活性炭を核としたばいじんがろ布に付着固定することにより、活性炭が長期間にわたりダイオキシン類を含むばいじんを吸着し続け、肥大し、高濃度に濃縮したものであると考えられます。また、経年堆積によりろ布表面に付着固定したばいじんの落下防止対策及び固着を防止する対策といたしまして、1つには、バグフィルターのろ布へのばいじんの付着状況の指標となる差圧の管理を厳密に行い、適切なパルスを打つことによりばいじんを払い落とし、ろ布への固着を防止すること。2つには、年1回の定期点検時に加え、休炉中においてもろ布への固着状況を点検し、必要に応じ、固着したばいじんの除去やろ布の交換等の措置を講じるとともに、除去したばいじんについては分析を行い、その結果、適切に処理することといたします。3つには、これまで年1回実施していたダイオキシン類の分析を、ばいじん処理物、燃え殻について年4回実施することとし、ろ布に付着したばいじんについても分析を実施いたします。

以上の管理に加えまして、設備面では、念のための対策として、大量落下時の安全策として、1段目ろ過式集じん機、ホップレベル上限警報が発報した場合には、通常、集じん灰貯留槽に流れている搬送装置を遮断して、落下したばいじんが非常用経路に流れるよう、自動で搬送経路を切り替える機能を有する振り分け装置を新たに設置し、落下したばいじんが通常の処理系統に流れ、ばいじん処理物に混入して搬出されることを防止することとし、非常用経路に流れたばいじんは回収・保管して、分析結果に応じ、適正に処理してまいります。

一方、センター側から示されている条件でございますが、事案発生以降、原因や再発防止対策等を取りまとめ、フェニックスセンター並びに京都府に対し改善報告書を提出いたしております。搬入停止の解除につきましては、今後、フェニックスセンターにおいて判断されるものと考えております。

次に、クリーン21長谷山におけるダイオキシン類測定についてのご質問でございますが、過去に実施した測定回数、これは、通常、排ガス1、2号炉、排水、ばいじん処理物及び焼却灰1、2号炉について毎年1回の測定を実施しております。以前には平成18年から25年度の間に、性能確認試験などを合わせますと、排ガス1、2号炉を合わせまして26回、排水が11回、ばいじん処理物が14回、焼却灰1、2号炉を合わせまして23回、熔融炉稼働時につきましては、スラグを3回計測しております。

次に、プラントメーカーの見解、協議状況、今後のクリーン21長谷山の設備能力の強化や、施設運転においてどのような点を強化するのかについてでございます。

事案発生以降、プラントメーカーに対し、設備の総点検並びに事案発生時の設備の運転管理状況等を調査させ、原因究明を進めてまいりました。メーカー側から報告された原因については、先ほども申し上げましたように、経年堆積によりバグフィルターろ布表面の高濃度のダイオキシン類を含むばいじんが吸着し、焼却炉立ち上げ時の温度変化、

通ガス等の影響で大量に落下し、ばいじん処理経路に流れ、ばいじん処理物に混入し、搬出されたものでございます。その結果から、現在、再発防止に向け、協議を進めておるところでございますが、設備面では、新たに振り分け装置を設置することで、どか落ちした固着灰が通常の処理系統に流れ、ばいじん処理物に混入して搬出されることを防止する措置を講ずることとしております。また、ダイオキシン類の発生抑制のため、発生防止対策を行うとともに、適正な設備管理、運転管理を徹底することといたしております。

次に、平成22年9月7日開催の廃棄物処理常任委員会における説明に関するご質問についてでございます。

8月29日開催の両常任委員会、連合審査会においてご報告させていただいたとおり、当時の基準値超過の認識については、稼働後新しい施設であり、基準値を超過することはないという思い込みがあったと考えられ、基準値超過を認識して直ちに再測定の準備を進めていることから、測定そのものがおかしいという認識であったものと推測するところでございます。しかし、当時の関係職員の記憶が明確でなく、誰の指示で、誰の判断のもとにばいじん処理物の一時保管や搬出が行われたのか、極めて狭い範囲で協議されていたことと推測されるものの、事実を確認することはできませんでした。したがって、当時は危機管理意識の欠如が最大の原因であったもので、意図的に報告しなかったということではないと思います。

次に、分析機関からの計量証明日と組合が測定結果を知り得た時期の関係、及び、当時、搬出を再開したことについてでございます。

当時の関係職員の聞き取り、調査等の結果から、分析機関からの報告書は6月30日の日付でございましたが、その速報値を組合職員が電子メールにて受信いたしましたのが7月2日のことであり、時期に齟齬が生じるものでございます。

また、追加測定の結果が出ていない中での搬出再開の件でございますが、7月7日にばいじん処理物の搬出を自主停止し、一時、ストックヤードにて保管を開始いたしました。7月の2度にわたるプラントメーカーの測定結果が基準値を満足していたことから安全と判断し、保管しておりましたばいじん処理物も8月に搬出したものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○関谷智子議長 山本議員。

○山本邦夫議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

前段の改善報告書の関係とかについては、きのうも何度も言わせてもらいましたので、それほどないんですが、きのう、あまり議論をしていない問題として、改善策そのものは、設備面ではホッパのところでは遮断装置をつけて、仮に検出の危険が高まったときに遮断をして別のルートで流していくということの対応だと思うんですけども、基本的には今の焼却炉そのものの構造には触れていない、緊急避難的な対応措置だと思うんです。フィルターに固着しているばいじんを丁寧に、小まめに掃除をするということでは

用面での対応かなと思いますけれども、果たしてそれでいいのだろうかという疑問も一応持っているんですね。ただ、これじゃだめだよという材料も持っていないので、今回はそれについては見守っていきたいと思っていますけれども、メーカーとの協議の中で、要するに、構造面で設備の能力、きのうの審議の中でも、設計能力を超える値が一応何回かは出ているんですね。それについて、たしかきのうのご答弁では、設計基準でいえば1.1ngぐらいとかとおっしゃっていたような気がしますけれども、法で定める基準の3.0を超えたのが4年前と今回があり、それから、そこまで行かないけれども、きのうの資料の中でも1.4とか1.6とかというのが出て、設計の能力を超える検出が、少なくとも僕が目を通した資料の中でもほかに2回あって、そういう問題について、メーカーの設計、それと、実際に結果としてはそれをを超えるものが出ていると。設計基準そのものは、例えば1.1ということであれば、僕、この業界はよくわからないんですけど、大体1.1を前後していらしいということなのか、それとも、そこは絶対に出ませんよという品質保証という基準のレベルなのか、その辺をまず1つ教えていただきたいのと、それから、実際に3.8とか7.1とかいうような値が出ていることに対してメーカー自身はどのような見解を示しているのか。先ほどのご答弁の中でも、メーカーからも運転状況、管理状況の調査をして原因究明を一緒になって進めてきたということですが、日立造船からの報告はどのような形で行われているのか。協議の場で口頭による報告なのか、文書による報告なのか。もし文書の形での報告であれば、またその文書名等を教えていただいて、今後、必要があれば情報公開をしたいなと思っていますけれども、それに必要な情報を教えてください。

それから、過去のダイオキシン類の検査については、全部で何回になるのかな、ようわからへんけど、二十数回とか、全部足したら50回、60回ぐらいになるのかなと思うんですが、その中で、基準値を超えるもの、それから、先ほど言った、メーカーが品質保証している水準を超えるものがどの程度あったのか、その辺は、回数で結構ですので、教えてください。

基準値を超えたのはぱっと出てくるかと思いますが、性能水準を超えるものというのはなかなか出ないかもしれません。それはそれで構いませんけれども、少なくとも基準値を超えるような事態が2回はあったと。それ以外に本当になかったのかということなんです。衛管の場合、申しわけないですけど、今回の事態を受けて、聞かないとわからない事態になっていますので、改めて、測定で基準値を超えたのが何回あったのか教えてください。

それから、構造上、例えば同じような日立造船がつくったもの、それ以外でも同じような、わりと標準的な装備を衛管としては持っていると思うんです。特殊な焼却炉ではない。そうしたときに、衛管だけじゃなくて、あちこちの類似の炉で同じことが起きているんじゃないのか。たまたま検査しているのが、全量検査じゃないですから年に1回検査しているだけと。それで、うちは4年前にひっかかったと。今回もフェニックスで抜き取り検査をしたらひっかかったと。たまたま見つかったのがうちと、あと、桜井市もひっかかっていますけど、高島市はちょっと違う問題かなと思うので同列にはしたくないんですが、類似の焼却炉、そのあたりの調査というのは、衛管としてどういうふうに調査、情報収集をされているのか。

具体的に、桜井市はどのような対応をされているのか、スタートしている時点がうちの方が1カ月ほど早いのですから、うちの方が先行しているのかなと思いますけれども、桜井市ではどのような改善策をされているのか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

それから、日立造船の同種の焼却炉、近隣等でどういうところがあるのか、把握されていれば教えてください。灰溶融炉をくっつけていれば問題ないので、灰溶融炉がなくて、同種の炉、そういうのがあれば教えてください。

それから、平成22年9月の廃棄物処理委員会のこととか当時の対応に関連してお聞きしますけれども、先ほどの答弁の中で、基準値を超過することはないという思い込みがあったと。それから、当時は極めて狭い範囲で協議がされていたと。これはきのうも報告があったとおりですし、今日も答弁でありました。極めて狭い範囲の協議というのはどの部署でどういう協議だったのか教えてください。そこに専任副管理者は入っていたのか、いないのか、それを教えてください。

それから、日付の関係は、分析結果の速報値が6月30日の日付だけど、7月2日にメールで来た。3日の遅れ。その3日のずれというのは重大なような気もするし、公の何かそういう処理の中でその程度の日付のずれは日常あり得るものなのかなとも思うんですが、それはそれで、別にそこを追及したところで何か解決するわけでもないんですけれども、1つお聞きしたいのは、これは委員会にも出されましたけれども、平成22年度のダイオキシン類の測定結果が、7回測定されていて、最初は6月14日に測定をして、そこで3.8という数字が出ています。その後、追加でメーカーが3回、それから、衛管の責任でやったのが、法定検査も含めて4回やって、計7回やられているんです。新聞報道によると、そのときに自主的にフェニックスへの搬出を停止して、再開したのが7月27日となっているんですが、実際、追加で検査をしたのは7月12、13、14と3日連続でやって、その後、7月28、29日、9月28日と、さらに追加で3回、3回となっているんです。搬出を再開したのは12、13、14の3日間連続で検査をして、その結果が7月22日に上がってきて、27日に搬出を再開している。まだ追加の検査をしている段階で、完全に白と言い切れない、3回で言い切れているのであれば、それでとまっているはずなんですけど、まださらに追加の検査をしている段階で何で搬出を再開されたのか。きちんと白とわかっていないのに何でそんなことをするんですかというのは言われて仕方がないと思いますけれども、その判断は誰がしたのか、それを教えてください。

当時、9月7日の議事録の部分、先ほど質問でも言いましたけれども、9月7日の時点で明確に、6月14日で基準を超える3.8というデータが出たことは一言も委員会には報告をせずに、専任副管理者は「きちんと基準に適合してやっておるということでございます」と。この意味は、単に思い込みとかいうことではない。明らかに過去に基準値を超えた、その事実がありながら、委員会にはきちんと基準に適合してやっていると。これはうそでしょう、このことは。適合していれば3.8だってそのままオーケーなんです。問題なければそれでいいんでしょう。基準値を超えているから検査をやっているのに、何でここで基準に適合してやっていると報告になるんですか。そのあたりは、当時の記憶はないかもしれませんが、この議事録には出ているんです。記憶がな

ければ、このことを事実とちゃんと認めて、当時の状況は説明してもらわないと、議会としては納得がいかないんですけれども、その点についても教えてください。

以上です。

○関谷智子議長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 山本議員のご質問の前段の、現行の設備関係につきまして答弁させていただきます。

まず、設計基準の関係でございますけれども、設計基準は通常、平均的な排ガス量あるいはそれに含まれるダイオキシン量、これはメーカーの経験値とかそういうものから来ているということでございますけれども、それをもとに捕集率等から計算をしているものでございますので、あくまでも平均的な運転状態の中で、設計値としてこれだけという数値でございます。燃やします廃棄物の種類もその時その時で変動いたしますし、温度変化等も細かくはあるということでございますので、変動幅はあるものと理解をいたしてございます。

それから、構造あるいは原因等についてのメーカーの見解、あるいはその報告でございますけれども、先ほどご答弁させていただきましたように、メーカーに調査をさせまして、設備の点検あるいは運転記録の点検をさせる中で、先ほどご報告いたしましたような原因なり対策が有効であろうという報告をいただいているところでございまして、その報告につきましては口頭でディスカッションする場合もございますし、文書で報告書という形で出てくるものもございます。

それから、基準値を超えた事例でございますけれども、これは、平成22年の3.8 ng、それから、本年6月の7.1 ng、この2件だけでございまして、ほかには一切ございません。

それから、他の施設等の関係でございますけれども、私どものクリーン21長谷山の焼却炉はストーカ炉ということで、わりと一般的な施設ではございますけれども、燃やす廃棄物の種類ですとか量、立地条件等々によりまして、やっぱり施設によってそれぞれ異なってくるということでございますので、そのような中でも、他の施設ではどんな状況なのかということはメーカーにもデータ等の収集なりをお願いしておりますけれども、やはりほかの施設におきましても、通例の運転状況の中での年1回の調査ということでございますので、今回のような私どもの事例に合うような測定結果というのはなかなかないというのが現状でございます。

それから、桜井市の状況でございますけれども、桜井市におかれましては第三者委員会を設置して検討されているとお聞きはしておりますけれども、詳しい内容については承知をいたしてございません。

前段の施設関係につきましては以上でございます。

○関谷智子議長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 4年前の平成22年9月7日の廃棄物処理常任委員会におけ

る専任副管理者の説明に関してのご質問、ご指摘、そして、どのような範囲で協議をされていたか、あるいは、5回の検査結果が出ずに、なぜ見切り発車的に搬出したのか、その辺の経緯のことについて私からお答えさせていただきます。

平成22年9月7日開催の廃棄物処理常任委員会でございますけども、これは、ちなみにその前日に総務常任委員会が開催されておりまして、大体同じような説明を専任副管理者がいたしております。申しわけございません、前後のこのときの委員会での報告内容について、若干、補足して説明をさせていただきますが、クリーン21長谷山の灰溶融炉施設の稼働停止そのものが当組合としての1つの検討課題でございます、当日の委員会では、灰溶融炉の施設の事業費の内訳なり、それから、灰溶融炉施設を停止した場合の経費、続けた場合にどれだけ要る、とめた場合にどれだけ要る、差し引き、これぐらいの経済メリットがあると。こういう説明もいたしております。それから、この灰溶融炉施設の稼働停止を認めるに当たって環境省の通達が3月に出されておりまして、その通達の内容を説明し、その通達の5つの条件に照らし合わせて組合の状況を説明しております。

その中で、議員ご指摘のように、灰溶融炉停止中の安全性については大丈夫なんだという報告をしておったわけでございます。それと並行して、3.8の自主測定結果が出ていたり、重ねて5回の検査をやっているというのは、時期的にその前にあったと。こういう状況でございます、委員会におきましてそういう説明をいたしまして、10月に国に対して財産処分、すなわち稼働停止の申請をしたと。こういう経過でございます。そのときに、委員ご指摘のように、施設が停止しているときに点検し、基準にも適合して、焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センターで埋め立てているとの旨の説明をしているのはそのとおりでございます。

そこで、本件につきましては、先ほど最初に施設部長が答弁いたしましたように、このことについては当初の連合審査委員会のおきからご指摘も受けておりますし、関係職員等々からも聞き取りし、当時の管理者からも聞くべきであるというご意見もございまして、そういった形で関係職員並びに当時の管理者、専任副管理者からも直接お聞きをしたところでございます。

このことにつきましては、基準値を超えたばいじん処理物を一時保管するとともに、燃焼温度等、施設維持管理状況等に特に異常も認められないし、また、その後、プラントメーカーによるものも含めて5回の測定も行って、いずれも基準値であったため、一時的な異常値と判断をいたしまして、大阪湾広域臨海環境整備センターへの報告、あるいは法に基づきます保健所への報告も怠って、一時保管していたばいじん処理物もセンターに搬出したということが事実でございますけども、この経過につきましては、関係書類を点検いたしまして、当時の関係職員並びに理事者である管理者、専任副管理者からも聞き取りを行ったところでございます。

これらの事案についてかかわっていた職員ということになりますと、前回の委員会でも、連合審査会でも調査結果という形でご報告いたしましたように、当時、測定業務なりの起案をした職員、あるいはその搬出等に関係した職員等について聞き取りいたしまして、事業部長、施設部長、総務課長、施設課長、財政課長、そしてまた、クリーン21長谷山の所長、副所長、その他、測定を担当した職員、決裁した関係職員等々から聞

き取りをいたしております。

したがいまして、それ以外に、そうした起案・決裁文書は残っておるわけですが、すけれども、このことについて、いわゆる会議をして、何かを議論してどうこう、どういう対応をすべきかというような何か会議をしたり、あるいは一定の方向性を出すために何らかの調整をしたというようなものは、書類上としては残ってございませんでしたし、また、職員の聞き取りの中でも、そのような形で何か対応策について議論したというようなものはないというようなことを聞いております。したがいまして、限られた狭い範囲での事務処理であったという形でご報告をさせていただいているところでございます。

それで、その結果でございますけれども、繰り返しになりますが、前回の8月29日の連合審査会においてご報告、ご説明いたしましたとおり、職員におきましては基準値を超過したという認識はありました。そのことによって一時保管をしておたわけでございますので、そういう超過したという認識はありつつも、事の重大性を認識するまでには至らず、一時的な測定上の異常値としてしか認識していなかった、あるいは、職員の記憶も総じて明確でなく、関係書類も含めまして、測定結果がどこまで報告され、誰の指示でばいじん処理物の一時保管や搬出が行われたかにつきましては、事実を確認することはできなかったこと、管理者及び専任副管理者においては基準値を超過したというような報告を受けた記憶はないということ、また、環境省や議会の説明に対しては、灰溶融炉停止中の焼却灰は大丈夫であるというような報告を受けていたという認識であった。この旨が聞き取った結果で、これは前回の連合審査会に調査結果としてご報告しているとおりでございます。

そういうことではございましたが、こうしたことにつきましては、ご指摘のように、組織内において認識していた者がおり、あるいはまた、認識していなかった者がおること自体が組織としてどうかといえば、これはやはり問題があったと言わざるを得ないと思っております。したがいまして、当時の状況といたしまして、組織全体として環境法令に対する認識をはじめ、コンプライアンスの欠如、並びに基準値を超えた事実の重大性の認識、また、危機管理意識の欠如が最大の要因であったと深く反省をするものであると。こういう形で調査結果をまとめてご報告したところでございます。

したがいまして、事実の意図的な隠蔽ということにつきましては確認できなかったところでございまして、当時の常任委員会における説明につきましても、そのような意図はなかったものと考えているところでございます。

以上でございます。

○関谷智子議長 山本議員。

○山本邦夫議員 まず、1点目、設備に関連してですけど、メーカーの設計基準、品質保証ということであれば、メーカーの保証する基準から、今回の、少なくとも、大体平均で1.1ぐらいとかは保証しますよということなんだと思うんですが、法定の基準値を超えるようなものというのはメーカーからすればどういうものなのか、メーカー自身の想定をしていた値なのかどうか。この程度は出る話ですよ、クリーン21のレベルであ

れば、こういう運用をすれば出ることはあり得ますよというようなレベルなのか、それとも、メーカーとしてもそれは責任を負うべきものなのかどうか、どういう表現をしたらいいのかよくわからないのですが、そのあたりの認識はどうか教えてください。

それから、そのほか、近隣のこととかそういったことについては、またいろいろ我々も調べていきたいなと思っていますが、最後の、衛管の内部での体制上のいろんな問題で、結局、誰と誰がどういう部署で協議をしていたのかというのはあまり明確にお答えいただけなかったんですけど、一方では、最後の方で、意図的な隠蔽があったかどうかは確認できなかったと。なかったとも言い切りはれへんかったのは賢明かなとは思いますが、具体的に言いますと、僕は、誰と誰という個人名がどうのこうのじゃなくて、体制として考えたときに、日常の衛管の体制でいえば、専任副管理者が事務方ではトップですね。そのもとに事業部長、施設部長、2人の部長がおられて、その3者の中でどういう認識が持たれていたのかということをお聞きしたいんです。

8月29日の連合審査会の報告の中でいえば、例えば当時の長谷山の所長さんは基準値超過を認識していた記憶があると。それは所長さんですから、そこまで報告が行っただろう。それから、施設部長さんは記憶に残っていない。事業部長さんは、異常値が出たことを聞いたように記憶していると何らかの認識がある。何らかの協議が行われたものと認識していた。専任副管理者は、具体的な記憶はないけれども、何か問題があったような記憶はないということで、知らないという話なんですけど、一連、日常の衛管の業務の中で、例えば異常値が出たというときにどういう対応をとられたかといえば、まず、メーカーに測定をさせますよね。それから、衛管としての自主検査もしていますよね。そういう指示はどのレベルで出せるのか、それから、6月30日なのか、7月2日なのかはともなくとして、7月7日にはフェニックスへの搬出を自主判断で停止している。それから、7月27日には再開をしている。要はその20日間、灰をとめているわけでしょう。そういうことが一事業部長、一施設部長での判断でできるとは到底思えなくて、8月29日の報告でいただいた、専任副管理者が何か問題があったような記憶はないと言った、僕はそれは施設運営上あり得ないと思うんです。20日間も搬出を停止するような事態を専任副管理者も知らない状態で仮にやられているのであれば、その組織は異常ですよ。軽微なこと、それは全部把握されているわけじゃないと思いますけど、これだけ重大な問題が、法律に触れるかもしれない、そういう問題で念のため検査をする、メーカーにも検査を依頼する、自らも検査をする、それで、搬出をとめて、再開をする。これだけの判断を専任副管理者なしで判断できるとは思わないです。

8月29日の聞き取りもしましたという話ですが、その専任副管理者は、今言ったデータの報告とメーカーへの検査の依頼、自主検査、それから、搬入停止、搬入再開、この全てに専任副管理者は記憶がないと言ったのかどうか、そのあたり、もう一度丁寧に報告をしていただけないでしょうか。

以上です。

○関谷智子議長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 初めに、施設の性能保証面のメーカーとの協議、見解ですが、議員

ご指摘のとおり、今、大阪湾のばいじん搬出解除とは別に、メーカーの方と、品質保証基準、メーカーが想定している基準、当然、性能保証の数字も建設時、また、竣工時に出版されております。その点について齟齬もしくは現在の見解、その点のところを今、鋭意詰めておる状況でございますが、これはまだ結果としては、逐一わかった時点での報告でございますが、当然、組合の方も、これはおかしい、これは納得できる見解じゃないということで、随時、協議を続けているところでございまして、また後に、最終的に保管の賠償とは申しませんが、現在かかっております経費とともに、このところは十分に詰めていきたいと思っております。

○山本邦夫議員 それはまたこちらにも報告があるねんね、何らかの形で。

○太田 博施設部長 はい。また報告いたします。

○関谷智子議長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 再度、4年前の委員会における説明に関連いたしまして、特に幹部職員である専任副管理者と両部長とがどのように聞き、どのような協議をされていたのか等々につきましては、前回の委員会でご報告いたしましたとおり、施設部長においては明確な記憶がない、はっきり覚えてないということでございまして、事業部長においては、2回目の検査測定の起案決裁が、当然、部長決裁で回ってございますので、そのときにそういう異常値が出たということを施設部長から聞いたように記憶しておるということでございまして、一定の協議が行われていたのではないかと、こういうふうにしております。

そして、管理者並びに専任副管理者については、先ほども申し上げましたように、異常値が出たというようなことを特に報告を受けたことはないし、焼却灰につきましては大丈夫であるという報告を受けていたので、そういう認識であったと。この旨、言っております。前回の委員会でも申し上げましたように、聞き取った経過をそのままご報告させていただきまして、それ以上のものを我々は残っている書類で確認することができませんでしたが、また、先ほど申し上げましたように、何らかの協議をした会議記録、こういったものもございませんでしたので、これ以上のことにつきましては何とも申し上げようがないところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、知っている者がおり、また、知らない者がおり、確かにダイオキシン類が基準値を超過したという事案がそのような形で処理されていたとすれば、それはやはり組織として問題があるのではなからうかという思いは持っておりますので、そうしたことが起こらないように、今後は、今回の事案をしっかりと受けとめまして、再発防止を着実に進めますことはもちろんのこと、信頼の回復に努め、コンプライアンス体制の構築なり環境法令遵守の徹底なりして、組織体制の強化、こうしたことが起こったときに組織的にきちっと対応できるような、そういう体制づくりに努めてまいりたい、このように思っております。

ちなみに、現在、自主測定をやっているわけでございますけれども、文書での報告が正

式に計量証明として出てくるのは、日付をさかのぼったやつが後から来ますが、まず速報が入ります。この速報が出ましたら、まず私から決裁を最初にしておるところでございます。

○山本邦夫議員 その個々の搬出停止、再開とか、その辺に専任がかかわっていたかどうかというのはわからへんのですか。

○竹内啓雄専任副管理者 その点につきましても明確な確認はできておりません。

○関谷智子議長 これにて一般質問を終結いたします。

日程第6 議案第7号 平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○関谷智子議長 次に、日程第6、議案第7号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、鷹野雅生議員。

○鷹野雅生議員（登壇） ただ今議題となりました議案第7号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての決算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会は、去る10月7日の本会議において設置をされ、議案第7号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、鷹野が、副委員長には村田議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は10月17日に招集し、説明には正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。委員会では、議事に先立って、審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費については一括して行い、次に衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、次に、実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定いたしました。

審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますので、ご覧おき願いたいと思います。

次に、審査の結果であります。第7号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして第7号議案を原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映し、管内住

民の組合への信頼回復に努められ、その期待と要望に応じていかれるよう切に希望する
ものであります。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきました。
厚くお礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご
協力いただきましたことに対しましてお礼を申し上げます。また、あわせて、村田副委
員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めて
お礼申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○**関谷智子議長** これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。第7号議案は、委員長の報告は原案のとおり
認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり認定されまし
た。

日程第7 議案第8号 公平委員会委員の選任同意を求めるについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第7、議案第8号、公平委員会委員の選任同意を求めるにつ
いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○**山本 正管理者** ただ今議題となりました議案第8号、公平委員会委員の選任同意を求
めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、本組合の公平委員会委員の任期が平成26年12月27日に満
了いたしますことに伴いまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同
意をお願いするものでございます。

このたび新たに議会の同意をお願いする公平委員会委員は、宇治市推薦の後藤ミエ氏、

八幡市推薦の加藤和夫氏でございます。そして、城陽市推薦の山岡祥二氏におかれましては、引き続き、お願いを申し上げます。

いずれの皆様も、推薦のありました市におかれまして公平委員会委員をされており、また、経験豊かで人格高潔、公私ともに広く信頼を得ておられる方であり、公平委員会委員として適任者であると考えております。よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りたいとお願い申し上げます。

先ほど、失礼しました、後藤ミエ様と申しあげましたが、後藤美穂氏でございます。訂正させていただいて、おわび申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。第8号議案は、これに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、第8号議案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第9号 管理者等の給与の額の特例に関する条例を制定
するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第8、議案第9号、管理者等の給与の額の特例に関する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○**山本 正管理者** ただ今議題となりました議案第9号、管理者等の給与の額の特例に関する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第9号資料をご参照いただきたいと思います。と存じます。

本案につきましては、奥山埋立処分地排水処理に関する法令違反、し尿処理に係る分担金算定の長年にわたる錯誤及び基準値超過のばいじん処理物の大阪湾広域臨海環境

整備センターへの搬出事案に対し、組合運営を預かる者としての責任を明らかにするため提案をするものでございます。

内容でございますが、管理者、副管理者及び専任副管理者の平成26年12月分に相当する給与について30%の減額措置を行うものでございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
土居議員。

○**土居一豊議員** 私は決算委員会の場で、最後に山本管理者に、この決算委員会でけじめはつけられたのですかとお考えをただしました。それに対して、経営責任の所在などについては真摯に検討してまいりたいという答弁を受けたことをこの委員会記録にも明記されているとおりでございます。そして、組合運営を預かる者として責任を明らかにしということで、今回、管理者、そして副管理者、専任副管理者の給与の減額、この案が出されたことについては評価をいたします。しかしながら、私は今回のいろんな問題を見たときに、何回もこの連合審査会でありましたが、組織の問題であるということを常に言われました。それに対して今回出てきましたのは関係者だけの給与減額であります。組織の問題であれば、もう1つ大事なことは、組合全体としての組織の問題も、この条例改正は今回は管理者だけですけれど、私はもう1つ後ろにあるんじゃないかと思うんです。だから、今回、条例は管理者だけにしか出ていませんけれど、果たしてこれで本当にこの大きな問題は終わりで、本当に給与の減額についても組織全体の問題は考えていないのかということを質問いたします。

○**関谷智子議長** 竹内専任副管理者。

○**竹内啓雄専任副管理者** 今回提案いたしております条例に関しましては、常々、管理者の方から、経営責任は継続しておるとい、そういう観点に立ちまして、専ら過去の事案に端を発した問題ではございますが、奥山の事案にいたしましても、これは法令違反という面では大変大きな問題もございまして、そういったことを踏まえまして、理事者としての責任を明確にするという意味で提案させていただいたものでございます。

ただ、組織全体の問題といたしましては、これは先ほど来からのご議論もございまして、我々の城南衛生管理組合というものが真に管内住民の皆様の信頼に応えるべく、廃棄物行政が法に基づいて適正に執行できるように、その組織の改革に向けましては努力をしてきたつもりでございますし、今年度、安全管理室を設置いたしまして、コンプライアンスの体制確立を中心に組織改革、職員の意識改革に向けて今後も取り組んでいきたい、このように思っているところでございますので、ご理解いただきますよう、お願いしたいと思います。

○**関谷智子議長** 土居議員。

○土居一豊議員 管理者等、今回出た分の条例の内容につきましては、私はこれはこれで評価をいたします。しかし、何回も言われていますよね。ダイオキシン問題は極めて狭いところでの判断であったと。折居台の排ガスは改ざん問題、奥山の排水問題は法令の解釈誤り、いずれをとってみても、これでは組織の中で遵法精神が欠如し、はっきり言えば、職員の皆さんの能力が欠如しているんじゃないか、欠落しているんじゃないか。そうなれば、先ほど山本議員の質問に対しても答弁がありましたように、組織の問題であり、組織全体としてコンプライアンス遵守の欠如であったとなれば、ただ単に管理者、副管理者だけでなく、やはり私は職員皆さんがしっかりけじめをつける。特に幹部職員は、自らがそのときに従事していなくても、やはり組合としての責任の所在を明らかにすることが3市3町の構成住民に対する反省の意のあらわれではないのか。今のままで組織は反省しません。責任者である6人の管理者、副管理者と専任副管理者だけがけじめをとったんですよ、あとは言葉だけで責任とりましたということに私はなるのではないかと思うんですが、これにつきましては、今回、条例はこれで出ましたが、まだ時間はあるんですよ。別にこれ、来年の3月に改めて考えても結構ですよ。少なくともこの26年度内に3市3町の構成市民の皆さんにも、組織としての反省をもっと明確にすべきじゃないか。はっきり言えば、少なくとも幹部職は給与の減額を検討すべきじゃないかと思うんですが、いかがでございますか。

○関谷智子議長 山本管理者。

○山本 正管理者 ただ今は貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございます。

総括質疑のときにも答弁で申し上げましたが、謙虚に受けとめて、しっかり頑張ってまいりたいと思いますし、また、山本議員の質問にもるる答弁したことについて、我々として否定するものはございませんので、組織としてお答えしたことでございますが、私といたしましては、1つには、ダイオキシンという問題をどのように受けとめたということを記憶がないということだけで済ませる道義的なものは、非常に私としても問題意識は持っておりまして、こういう問題が出てきたことは、一連の問題として、組織として反省していくべきだと思っているところでございます。

また、個々人の職員を処罰する場合は、その事実、それを明確にはっきりした段階でなければ、どのような処罰、どのような考え方でやるのかということ、そういうこともございます。したがって、これまでも個人の職員が申し上げ、そして、明確になったことは1つずつ処分をしてきたつもりでございます。今回の事案について、明確にその職員というものを特定できない以上、なかなか処分というのは難しい。しかし、土居議員がおっしゃるように、今後、そういうことが明確になった段階では、きちっとしかるべき組織としてやっていきたいと思っておるところでございます。

先日の決算特別委員会での総括質問で私が経営者としての経営責任のあり方を答弁させていただいたところでございますが、法令の読み違い、組織として方針決定を行い、進めました奥山排水処理施設の事案のほか、この間の一連の事案につきましては、組織全体として危機意識、コンプライアンスの欠如が根本原因であったと言わざるを得ず、こうしたことは組織を経営する者の責任として継続していくものと考えております。今

回、組織を預かる者としての経営責任を明らかにするとともに、現在進めておりますコンプライアンス推進体制の構築、環境法令等遵守の徹底に向けた職員の教育・指導など組織体制の強化、職員の意識改革に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますし、また、議会からるる、長い間ご指摘をいただいたことも謙虚に受けとめ、尊重し、しっかり頑張ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

○関谷智子議長 土居議員。

○土居一豊議員 責任の所在が明らかになれば、その職員を処分するのは当然であります。しかし、今回の問題を考えた場合に、私は、例えば給与の減額をする場合に、職員自らが発意して、私たちの給料を減額してくださいということは可能なんですよね。少なくとも幹部職員たる者、今回の重罪の重要性を考えれば、自らが発意して、私たちの給料何%を減額してください、それによって私ははじめをつけたい、そういう意思が出てこないのかなと思うんですよ。所在を明らかにする、これは当然のことです。しかし、簡単に1つの問題じゃなくて3つも続けてきた、しかも長い期間続いておるということを思えば、私は、幹部職の皆さんがそういう心構えを持ってこそ城南衛生組合、本当に生まれ変わって出発できるのではないかなと。幹部職の皆さん、自分たちで発意することは可能ですよ。私は、その意思が出たときに、本当に皆さんは真剣にこの仕事に従事する気になったかな、そのように思えると思っております。そのことを申し上げて終わります。

○関谷智子議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。第9号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関谷智子議長 起立全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 平成26年度城南衛生管理組合一般会計補正
予算(第1号)

○**関谷智子議長** 次に、日程第9、議案第10号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○**山本 正管理者** ただ今議題となりました議案第10号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,881万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億690万3,000円といたすものでございます。

補正予算の概要を議案第10号資料としてまとめさせていただいておりますので、それらでご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1ページ目、歳出の補正内容でございますが、総務費では、財政調整基金積立金として4,087万円を計上いたしております。これは、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条第1項の規定により、平成25年度決算剰余金8,173万9,000円の2分の1を下らない額を積み立てるものでございます。

次に、衛生費では、クリーン21長谷山ダイオキシン類測定業務で498万7,000円、これは基準値を超過したばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出した事案に関連しまして、適正な焼却炉の運転が実施されているかを確認するため、焼却灰及びばいじん処理物についてダイオキシン類をおおむね週1回測定するものでございます。次に、大阪湾広域臨海環境整備センター環境調査等負担金として295万7,000円、こちらも同事案に関連いたしまして同センターが実施されました大阪沖処分場、周辺海域及び堺基地のダイオキシン類等環境調査に要した費用につきまして、本組合が負担するものでございます。衛生費の合計では794万4,000円を計上いたしております。

一方、歳入の補正内容でございますが、歳出でご説明いたしました所要の財源を賄いますため、平成25年度の決算剰余金の一部、4,881万4,000円を繰越金として予算計上するものでございます。

次に、2ページの債務負担行為の補正内容でございますが、現在建設中の粗大ごみ処理施設の新設部門でありますプラスチック製容器包装資源化施設の運転管理業務の委託につきまして、新たな委託契約を今年度中に整える必要がございますことから、期間を平成26年度から平成29年度まで、限度額を3億2,400万円とする債務負担行為の追加設定をいたすものでございます。

なお、委託の業務内容につきましては、プラスチック製容器包装の中間処理を行う新たな施設の運転管理業務を委託するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議を賜り、ご可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

山崎恭一議員。

○**山崎恭一議員** 今の補正で800万円弱の衛生費の補正が組まれています。連合審査等での質疑の中で、この問題について発生する諸費用について、一部については既にメーカーが負担している分がある。今後についての負担割合については、原因調査等を進行させながら、今後、協議をするということになってはいますが、この800万円は、既に一定、メーカーの負担があつて、組合の分が800万円なのか。この範囲については全額、今、組合が補正で組んでいる。それは、メーカーとの案分なり、負担の問題については、今後、協議をして収入が入ってくるという形があり得るのか、これはもう確定しているのか。そのあたりのメーカーとの関係についてご説明願いたい。

○**関谷智子議長** 寺島事業部長。

○**寺島修治事業部長** 今般、1号補正予算で計上させていただいておる金額につきましては、将来的にも組合負担ということで、この件につきましてはメーカー負担は一切求めない経費の内容となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○**関谷智子議長** 山崎議員。

○**山崎恭一議員** 今般の事例が起こって発生した出費、検査費その他について、現在、メーカーが負担をしている額はどれぐらいですか。

今後、メーカーとの間で協議をして最終的な案分を決めたいと言っておられた、昨日の連合審査会でそうおっしゃっていたと思うんですけども、それは一体何のことが対象になっているんですか。これは全額、組合の負担だということになっている、その理由は何ですか。

○**関谷智子議長** 竹内専任副管理者。

○**竹内啓雄専任副管理者** 今回、補正をお願いいたしております費用につきましては、先ほど事業部長が答弁申し上げましたように、4年前にダイオキシンの超過事案があるにもかかわらずセンターに報告せずに搬出していたという事案が発覚し、いわば大阪湾広域臨海環境整備センター事業全体の信頼性にも影響する重大な事案ということで、そのことを発端として、その安全性を確認するために行いました大阪湾センターにおける環境測定、そしてまた、私どもの施設から排出されるばいじん処理物が安全であるということ、そのあかしを立てて、一刻も早く搬入再開をしていただくために行っている測定に要する費用でございまして、これは専ら私どもの組合として4年前に行った事案が発端となっていることですので、当然、これは組合として責任を果たすべき問題と考えております。

ただ、これまで委員会でも、今後、メーカーとも協議と申し上げておりますのは、現在、

保管しておりました焼却灰、そして、現在もばいじん処理物の保管をいたしております。そのために保管作業も、もちろん職員はやってございますけども、職員だけではできませんので、その辺のところも、施設のメンテナンスの一環としてメーカーにも一定させている部分もございますし、保管に要しておりますコンテナの費用であるとか、あるいはフレコンバッグの費用であるとか、そうしたもろもろの費用が、現在、メーカー側の負担において、負担というか、メーカー側の手配においてしていただいております。これらにつきましては、やはり我々としては、稼働が8年経過した施設において、4年前にそういう事案があり、また、今年度もそういう事案があったわけですから、やはり一定、これは施設のメンテナンスの一環としての責任もあるのではなかろうかという観点から、今、メーカー側の手配においてそれはさせておりますが、このことに要する費用につきましても、最終的には協議をして、これは一方的にメーカーの負担ですよということではできませんので、その辺のところはきっちりと、この問題が一定、一段落した段階でメーカーとも協議をして整理を図っていききたい、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

○関谷智子議長 山崎恭一議員。

○山崎恭一議員 要するに、ここに起こっている800万弱の経費は、報告を怠ってフェニックスから搬入停止をされた、それに起因することだから、メーカーは関係なく、組合の責任でもって対応すべきことだと。こういうご説明かと思えます。保管の問題は、起こった段階で、たとえ報告していたとしても、一定期間の保管は必要になってくるから、これはメーカーもかかわってくるだろう、こういうご説明であったかと思えます。その説明そのものは理解をいたしました。

今後、メーカーとの協議において、操作の誤りなり、そのほか、メンテナンスの間違いだとか、最初の部分、設計上の問題があつて事故が起こったのか。同じメーカーの同じ炉が全国に幾つもあるかと思えます。灰溶融をつけたり外したりという例も、ほぼ同じような例は他にもあるのではないかなと思われまます。そうした事例も研究をされて、原因についてのもう一歩突っ込んだ説明がされ、その上でのメーカーとの協議がされることを要望して質問を終わります。

○関谷智子議長 ほかに質疑はございませんか。

山本議員。

○山本邦夫議員 ちょっと事務的な点を2点ほど確認しておきたいと思えます。

まず、歳入の関係の繰越金で、決算剰余金の8,173万9,000円のうち4,881万4,000円を歳入で入れて、それが歳出の方では法定の半分を超える4,087万を財調に積んで、残りの衛生費の794万4,000円の財源に充てているという、財源としてはそういう流れでいいのかなというのを確認したいのと、これ、おそらく補正、要するに決算剰余金は8,100万余りあつて、4,800万は今回ここに繰り入れられ

ているということで、残りの3,300万円というのは、今のところ、第1号補正やから、まだどこかにお金があって、とりあえずこのところで4,800万を入れて、残り3,300万は、今後、これからいけば、26年度でいえば2月、3月議会で第2号の補正とかの財源で、それはまだ置いてあるという、剰余金の扱いがどういうふうになっているのか、現状をちょっと確認しておきたい。例年、大体こういうやり方で処理をされているのかどうかの確認をしてきたい。

もう1つ、今、大阪湾のフェニックスの調査の負担金300万ほどの話がある。これは、どの範囲のものが対象になっているのか。フェニックスは今回の事例を受けて、あれ、経過は、高島でいろいろ問題があって、フェニックスから各関係府県とかに要請があって、京都府から、もう一遍、ダイオキシンは大丈夫かという精査をなさいという指示があって、衛管として自ら調べて、実は4年前に出ていましたというのが経過やったと思うんです。それで、フェニックス自体は調査を、例えば衛管から搬出しているものというのは、その時点でおそらく重点的に調査をしたりしているのかなと思うんですが、同時に、持ち込んでいるものの抜き打ち検査をばつとやっていますよね、それで奈良県桜井市が出てきたりとかいうふうになっていて、結構かなり広範囲でやっていると思うんですけども、その全体の中のこの295万7,000円というのは、フェニックス自体は、うちの事例でお金をかけてすみませんという賠償責任的なもの、それであれば高島市とうちと桜井市で全額とかそんなふうになっているのか、それとも、一定の算出というんですか、どういうものがこの調査の対象になっているのか、ちょっと概略がわかれば教えてください。

以上です。

○関谷智子議長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 最初に、繰越金の関係についてお答えをさせていただきます。

議員からもございましたように、地方財政法第7条第1項の規定によりまして、地方公共団体の歳入歳出の決算上の剰余金が生じた場合でございますが、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額はこれを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源、いわゆる繰上償還でございますけれども、そちらに充てなければならぬという規定がございます。

当組合におきましては、例えば平成25年度の決算の数字で申し上げますと、歳入総額が46億7,633万8,651円、歳出総額が45億9,069万2,24円ということでございますので、差し引き8,564万8,427円でございます。それから、繰越事業がございますので、この中から翌年度へ390万9,000円を繰り越しさせていただきますので、それを除きました、いわゆる実質収支でございますが、今般では8,173万9,427円ということになってございます。このうち、今申し上げましたように、その2分の1を下らないということで、4,087万円、こちらにつきましては、25年度決算の翌年度、すなわち平成26年度の基金積み立てという形で、今般、お願いしているところでございます。

議員からもございましたように、残るところの残額が4,086万9,000円という

ことになります。そのうち、今般、クリーン21長谷山ダイオキシン対策費として補正をお願いしております分につきまして794万4,000円を充当させていただきます。再差し引きをいたしまして3,292万5,000円が残るわけですが、こちらにつきましては、例えば2月補正での補正第2号がございましたら、そちらの財源、もしくは、必要な歳出がございませんでしたら、こちらを歳入に計上させていただきます。構成市町の出金調整、構成市町に余った分をお返しするという調整をさせていただくということで、過去の決算を見させていただきまして、これまでからこういう取り扱いをさせていただいておりますので、本年度につきましても、現在のところ、こういう対応をしたいと考えておるところでございます。

それから、2点目にご質問いただいております、大阪湾からの費用の請求の件でございます。

今般、11月に、請求金額といたしましては295万6,923円という形で請求をいただいております。こちらについては賠償金的な性格でなく、大阪湾フェニックスセンターにおいて環境調査等の経費にかかった実費という形での請求を受けております。

具体的には、大阪沖処分場及び周辺海域のダイオキシン類の調査、水質調査でございますが、こちらが95万2,560円。同じく大阪沖処分場ダイオキシン類粉じん調査、こちらについては81万2,160円。それから、堺基地におけますダイオキシン類粉じん調査が54万円、これに人件費、事務費等を加えた金額が、今申し上げました295万6,923円ということになっておりますので、城南衛生管理組合の搬入に係る分の、それに起因する調査の実費相当額という形で理解をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○関谷智子議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。第10号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関谷智子議長 起立全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中継続調査の申し出について

○**関谷智子議長** 次に、日程第10、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者からご挨拶がございますので、しばらくお待ち願います。

山本管理者。

○**山本 正管理者** 平成26年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本日、追加提出いたしました補正予算(第1号)など4議案につきましてご認定、ご可決等を賜りまして、まことにありがとうございました。

本定例議会を通じまして議員各位から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭に置きまして、廃棄物処理事業を停滞させることなく、管内3市3町の皆様の安心安全な生活環境を維持・向上させるという本組合の基本使命を全うすべく、組合職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

また、この間、ご心配をおかけしております、基準値を超過したばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出した事案につきまして、焼却灰につきましては搬出を再開することができましたものの、ばいじん処理物につきましては、依然、搬入停止措置が継続しているところであります。一刻も早く全面解除をしていただけるよう鋭意努めておりますので、何とぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○**関谷智子議長** ありがとうございました。

以上でございます。ご苦労さまでございました。

午前11時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 関谷 智子

副議長 八島フジエ

議員 鷹野 雅生

議員 長野恵津子

参 考 资 料

議決議案

議案第 8 号

公平委員会委員の選任同意を求めるについて

下記の者を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

記

住 所 京都市中京区河原町通二条上る清水町 3 4 1 番地 1 1 グランクール河原
町二条 7 1 7

氏 名 後 藤 美 穂

生年月日 昭和 44 年 12 月 10 日

住 所 京都市左京区下鴨西梅ノ木町 4 9 番地の 1

氏 名 山 岡 祥 二

生年月日 昭和 24 年 10 月 18 日

住 所 京都府八幡市戸津奥谷 7 番地の 4 3

氏 名 加 藤 和 夫

生年月日 昭和 24 年 1 月 24 日

提案理由

平成 26 年 12 月 27 日に本組合公平委員会委員の任期が満了することとなるため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第9号

管理者等の給与の額の特例に関する条例を制定するについて

管理者等の給与の額の特例に関する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成26年11月27日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

管理者等の給与の額の特例に関する条例（案）

（管理者及び副管理者の給料に関する特例）

第1条 管理者及び副管理者の給料の年額は、平成26年度に限り、管理者及び副管理者の給料に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第6号）第1条の規定にかかわらず、同条に規定する年額を12で除して得た額（以下「月割額」という。）に平成26年12月1日から同年12月31日までの間（以下「減額期間」という。）以外の期間にその職にあった月数を乗じて得た額と月割額から当該月割額に100分の30を乗じて得た額を減じた額との合計額とする。

（専任副管理者の給与に関する特例）

第2条 専任副管理者の減額期間における給料月額は、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、同条例に基づく期末手当の額及び城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例（昭和62年城南衛生管理組合条例第3号）に基づく退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

管理者、副管理者及び専任副管理者の給与の減額措置を行うため、本案を提案するものであります。